

亀山市告示第122号

亀山市小規模事業資金融資制度保証料補給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年8月2日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市小規模事業資金融資制度保証料補給要綱の一部を改正する告示

亀山市小規模事業資金融資制度保証料補給要綱（平成17年亀山市告示第221号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「三重県小規模事業資金融資要綱（平成17年4月1日施行）」を「三重県が定める小規模事業資金融資要綱」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。